

建設省直轄堰堤工事補償に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十年六月二十日

参議院議長 河井 彌 八 殿

鈴木 一

建設省直轄堰堤工事補償に関する質問主意書

政府は「国土総合開発計画」の事業の一として現在全国各地に堰堤建設工事を行つてゐるが、この間、同じ建設省直轄の工事で、その地理的条件等が全く同一と考えられる地域でありながら、その補償額が著しく差違がある場合がある。この補償額の決定に際して

(1) いわゆる『政治的』にうごいたものが得をして、正直者が馬鹿をみたというような事態があるというが、この点はどうか。

(2) 全国的にそれぞれ実情を異にするとはいひながら、補償項目の種別、基準額について差違があるが、その差違はどのような基準によるものか。

(3) 例えば群馬県藤原ダムと未決定とはいへ、秋田県鍬畑ダムの場合も著しく差違があるが、この差違は如何なる理由によるものか。

われわれの判断では、この両地域の立地条件は殆んど同一と思われるが、如何なる理由により相当の差違があるのか。

以上に関し、できるだけ詳細な御回答を賜わりたい。